

軽減判定基準の改定について

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減対象となる総所得金額等の基準額が、昨年度に引き続き改定される見込みです。

1 改定の内容について

【総所得金額等の基準額の推移】

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
平成30年度	33万円以下	33万円+27.5万円×加入者と特定同一世帯所属者の数	33万円+50万円×加入者と特定同一世帯所属者の数
令和元年度	33万円以下	33万円+28万円×加入者と特定同一世帯所属者の数	33万円+51万円×加入者と特定同一世帯所属者の数
令和2年度 (案)	33万円以下	33万円+ 28.5万円 ×加入者と特定同一世帯所属者の数	33万円+ 52万円 ×加入者と特定同一世帯所属者の数

給与収入で置き換えると、令和元年度の基準では、(3人世帯として)

5割軽減該当 = 1,928,500円

2割軽減該当 = 2,914,200円

であったものが、

5割軽減該当 = 1,950,000円

2割軽減該当 = 2,957,100円

となり、令和元年11月末現在の賦課状況から考えると、

5割軽減該当世帯 = 2,442世帯 → 2,497世帯 (55世帯増)

2割軽減該当世帯 = 2,386世帯 → 2,411世帯 (25世帯増)

とそれぞれ増となる見込みです。

これに伴い、税収は約271万円減となる見込みです。

(新たに2割軽減に該当することによるもの 約38万円、

2割軽減から5割軽減に変わることによるもの 約233万円)

2 改定時期

昨年度と同様のスケジュールの場合、令和2年3月下旬の公布、4月1日からの施行が見込まれます。